

「構造化表」と「標準テキスト」の関係

構造化表

標準テキスト

- 「構造化表」は、コース別に、防災スペシャリストが身につけるべき能力(学ぶべき内容)の全体像を整理したもの。
- 防災基本計画等から作成する。

- 防災スペシャリストが身につけるべき能力(学ぶべき内容)を具体的に示したもの。
- 「構造化表」に記載されている学習項目の内容を具体化する。

<p>11 「警報等の伝達」に関する規定事項を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害対策基本法 <ul style="list-style-type: none"> → 第52条 防災信号 → 第54条 発見者の通報義務等 → 第55条 都道府県知事の通知等 → 第56条 市長村長の警報の伝達及び警告 → 第57条 警報の伝達等のための通信設備の優先利用等 気象業務法 <ul style="list-style-type: none"> → 第13条 予報及び警報 → 第13条の2 気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報 → 第14条 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報 → 第14条の2 気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報 → 第15条 警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知 → 第15条の2 特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知 水防法 <ul style="list-style-type: none"> → 第11条 都道府県知事が行う洪水予報 → 第12条 水位の通報及び公表 → 第16条 水防警報 → 第25条 決壊の通報 	<p>11 警報避難対策</p> <p>「警報等の伝達」の基本事項、仕組み、留意事項</p> <p>「警報等の伝達」を行う上での基本的な知識を学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> 目的、仕組み、体制 活動手順、活動内容 警報等の種類、内容 警報伝達の手順、活動内容 避難準備情報の概要 火山情報 誤報対応 情報伝達上の留意事項 事前の準備事項 <p><地震災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 地震情報等の連絡 津波警報等の伝達 <p><風水害></p> <ul style="list-style-type: none"> 風水害に関する警報等の伝達 <p><火山災害></p> <ul style="list-style-type: none"> 火山活動に関する情報の収集 噴火警報等の伝達 <p><雪害></p> <ul style="list-style-type: none"> 雪害に関する警報等の伝達
---	--

身につけるべき学習項目の内容を具体化

1-2. 関係法律の概要

(1) 「警報等の伝達」に関係する法律

名称	主な条項
1 災害対策基本法	<ul style="list-style-type: none"> <応急対策> 第五十二条 (防災信号) 第五十四条 (発見者の通報義務等) 第五十五条 (都道府県知事の通知等) 第五十六条 (市長村長の警報の伝達及び警告) 第五十七条 (警報の伝達等のための通信設備の優先利用等)
2 気象業務法	<ul style="list-style-type: none"> 第十三条 (気象、地象、津波、高潮、波浪、洪水の予報及び警報) 第十三条の二 (特別警報) 第十四条 (防災活動に利用 鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報) 第十四条の二 (防災活動に利用に適合する予報及び警報) 第十五条 (警報の通知) 第十五条の二 (特別警報の通知)
3 水防法	<ul style="list-style-type: none"> 第十一条 (国の機関が行う洪水予報) 第十二条 (都道府県知事が行う洪水予報) 第十二条 (水位の通報及び公表) 第十六条 (指定した河川についての水防警報) 第二十五条 (決壊の通報)

2-2. 警報等の種類

(1) 警報等の種類

項目	内容	伝達手段
(1) 気象に関する警報	<ul style="list-style-type: none"> 気象警報 (気象) (特別警報) 気象情報 (気象) (地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送 放送 放送 放送 放送 放送
(2) 水害・水防に関する警報	<ul style="list-style-type: none"> 洪水警報 (洪水) (特別警報) 洪水警報 (洪水) (地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送 放送 放送 放送 放送 放送
(3) 土砂災害に関する警報	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警報 (土砂災害) (特別警報) 土砂災害警報 (土砂災害) (地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送 放送 放送 放送 放送 放送
(4) 地震・津波災害に関する警報	<ul style="list-style-type: none"> 地震警報 (地震) (特別警報) 地震警報 (地震) (地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送 放送 放送 放送 放送 放送
(5) 火山災害に関する警報	<ul style="list-style-type: none"> 噴火警報 (噴火) (特別警報) 噴火警報 (噴火) (地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送 放送 放送 放送 放送 放送
(6) 海洋災害に関する警報	<ul style="list-style-type: none"> 海上警報 (海上) (特別警報) 海上警報 (海上) (地方) 	<ul style="list-style-type: none"> 放送 放送 放送 放送 放送 放送

2-3. 情報種別ごとの内容

(1) 気象に関する情報

● 気象警報・注意情報・特別警報

- 気象警報、注意情報、特別警報とは
- 気象警報、注意情報、特別警報は、気象庁が注意喚起のために発表する予報のこと。
- 気象警報、注意情報、特別警報は、気象庁が注意喚起のために発表する予報のこと。
- 気象警報、注意情報、特別警報は、気象庁が注意喚起のために発表する予報のこと。

情報種別	発表の基準	伝達手段
特別警報	警報の発表基準をはるかに超える被害が予想され、重大な被害の恐れがある場合	放送、警報、注意情報、特別警報
警報	重大な被害が起るおそれのある場合	放送、警報、注意情報、特別警報
注意情報	大層な被害の恐れがある場合	放送、警報、注意情報、特別警報

